

多賀町立大滝たきのみやこども園重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	多賀町
事業者の所在地	多賀町多賀324
事業者の連絡先	0749-48-8111
代表者氏名	多賀町長 久保 久良

(2) 施設の概要

種別		幼保連携型認定こども園						
名称		多賀町立大滝たきのみやこども園						
所在地		滋賀県犬上郡多賀町富之尾 1 5 8 6 番地 5						
連絡先		電話 0 7 4 9 － 4 9 － 0 3 1 2 F A X 0 7 4 9 － 4 9 － 0 3 1 2						
施設長氏名		橋本 悟						
開設年月日		平成 1 8 年（ 2 0 0 6 年） 8 月						
利用定員	年齢区分	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	合 計
	1 号	一 人	一 人	一 人	2 人	6 人		8 人
	2 号・3 号	6 人	1 0 人		9 人	2 1 人		4 6 人
	合 計	6 人	1 0 人		1 1 人	2 7 人		5 4 人
当園の基本理念・方針		◎教育・保育目標 ・未来にはばたくことが出来る心豊かでたくましい人づくり ◎運営の指針 1．乳幼児期の健全な心身の基礎を培い、基本的生活習慣や態度の育成に努める。 2．直接体験や感動体験を大切に活動し、豊かな心情や思考力の芽生えを培い、夢中になって遊ぶ子どもの育成に努める。						

	3. 家庭との連携を密にし、地域の自然や様々な人々との触れ合いを通じて、互いに協力して乳幼児期の健全育成に努める。 4. 乳幼児が心身ともに健康で十分な保育が受けられるように安全で整備された環境作りに努める。
--	--

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	3, 6 8 1 . 4 0 m ²
	園庭	1, 7 1 5 m ²
園舎	構造	鉄骨造 平屋建て
	延べ	7 8 8 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	2	5 7 . 3 1 m ²
調乳室	1	3 . 1 4 m ²
沐浴室	2	1 2 . 5 4 m ²
保健室	1	2 . 3 0 m ²
保育室	4	1 7 5 . 6 9 m ²
職員室	1	2 7 . 0 8 m ²
遊戯室	1	1 0 6 . 0 8 m ²
調理室	1	2 6 . 6 0 m ²
便所	2	4 6 . 8 4 m ²
廊下その他		2 8 9 . 1 5 m ²

(5) 職員体制（令和8年（2026年）4月1日 現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	0 人	
園長補佐	1 人	1 人	0 人	
保育教諭	1 4 人	1 4 人	0 人	
看護師	1 人	1 人	0 人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）短時部】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
教育時間	平日	基本：8時30分～14時00分 延長：14時00分～16時00分
休業日	日曜日・土曜日・祝日 夏季（7月20日～8月31日） 冬季（12月24日～1月6日） 春季（3月25日～4月8日） ※祝日等により変動有り	

【2号・3号認定子ども（保育認定）長時部】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育標準時間	平日	基本：8時00分～16時00分 早朝：7時30分～8時00分 延長：16時00分～19時00分
	土曜日	基本：8時00分～12時00分 早朝：7時30分～8時00分 延長：12時00分～13時00分
保育短時間	平日	基本：8時00分～16時00分
	土曜日	基本：8時00分～12時00分 早朝：7時30分～8時00分 延長：12時00分～13時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	
	※盆期間・年度末・年度初は希望保育	

(7) 利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
預かり保育・延長保育	1号認定子どもの預かり 保育に係る費用	(1日1時間利用1 月当たり)	2,000円
		(1日1時間以上利 用1月当たり)	4,000円
		(1時間)	150円
		(1時間以上)	300円
	2号・3号認定子どもの延 長保育に係る費用	おやつ代として／ 回	100円
給食費	1号認定 給食費	1月当たり	4,000円
	2・3号認定 給食費	1月当たり	4,500円
実費徴収（参考）	絵本代金	1月当たり	約500円
	各種教材代	1年当たり	約5,000円
	制服代		4,300円
	ショートパンツ大滝小		3,500円
	ショートパンツ多賀小		3,300円
	遊び着		1,600円
	カラー帽子		1,100円
その他	保護者会費	1年当たり	3,000円

(8) 支払方法

月額保育料、給食費（副食費）	支払方法：口座振替、納付書払い	支払期日：毎月25日
その他経費	現金等により都度支払	

(9) 提供する特定教育・保育の内容

「未来にはばたくことが出来る心豊かでたくましい人づくり」を目指します。

☆園庭や近隣の施設を活用し全身を使って遊び込み、バランスの取れた体づくりを目指します。

☆遊びの中で考えたり、試したり、工夫したりする姿を大切にして自分の思いを表現する力を育みます。

☆豊かな自然の中で五感を研ぎ澄まし、いきいきと遊び、豊かな心を育みます。

☆家庭的な雰囲気の中で異年齢児が関わり、相手を思いやる心を育みます。

☆ 本園では年間を通して自然保育に取り組んでいます。四季折々の自然の変化を全身で感じ、心も体も解放し、思う存分遊び込む活動をするので衣服が汚れる事があります。高取山での活動機会は年間通じてあり、山で遊ぶ時に着用する衣服の用意を常に準備していただいています。(特に3・4・5歳児組)

(1 0) 年間行事予定

行事内容
入園式
遠足（春・秋）
親子フェスティバル
こどもの日お楽しみ会
七夕
祖父母お楽しみ会
クリスマス会
たきのみやなかよしステージ
ひな祭り会
誕生会・なかよしタイム・お話し会
英語で遊ぼう（5歳児）
卒園式・修了式

(1 1) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【１号認定子ども】 - 施設の管理者が定めた選考方法による 【２号・３号認定子ども】 - 町が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	１号・２号・３号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） - 保護者から退園の申出があったとき - 利用継続が不可能であると町が認めたとき - その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	保護者、園児、その家族ないしはその関係者が当園、当園の職員その関係者または他の園児に対して、契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障または困難が生じた場合、当園からの利用を解除する場合があります。

（１２）学校医・嘱託医

医療機関の名称	大辻医院 川相診療所
医院長名	大辻 常男
所在地	犬上郡多賀町川相２５４番地
電話番号	０７４９－４７－１８５６

（１３）学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	藤本歯科医院
医院長名	藤本 直也
所在地	犬上郡多賀町多賀１３２８番地
電話番号	０７４９－４８－１８７１

(14) 緊急時における対応方法

子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	彦根市消防本部 犬上分署
所在地	犬上郡甲良町横関 6 8 9 番地 1
電話番号	0 7 4 9 - 3 8 - 3 1 3 0

【管轄する警察署】

警察署名	彦根警察署
所在地	彦根市古沢町 6 6 0 番地 3
電話番号	0 7 4 9 - 2 7 - 0 1 1 0

(15) 非常災害対策

防火管理者	園長補佐
消防計画届出年月日	令和 8 年 5 月 2 2 日
避難訓練	消火訓練・通報訓練・避難訓練・防災訓練のいずれかを月 1 回実施
防災設備	消火器、自動火災報知機、誘導灯・誘導標識等
避難場所	第 1 次避難所 大滝たきのみやこども園園庭 第 2 次避難所 滝宮スポーツ公園体育館
緊急時の連絡手段	電話、緊急一斉メール等での情報提供

(16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	園長、園長補佐
相談・苦情解決責任者	教育総務課長、園長
第三者委員	民生児童委員

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

(1 7) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険会社	全国町村会
保険の内容	総合賠償補償保険

(1 8) 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。